

お客様各位

迷惑行為について

皆様が安心して快適にサービスを受けていただくために受診者様との信頼関係が大切であると考えます。

次のような迷惑行為があった場合、受診をお断りする場合がございます。

- 1、 受診者様や職員へのセクシャルハラスメントや暴力行為があった場合、もしくはその恐れがある場合
- 2、 受診者様や職員へ脅迫的、威圧的な言動があった場合
- 3、 正当な理由なく、職員の指示に従わない場合

社会医療法人財団 慈泉会
相澤健康センター長